

尼崎市立成文小学校 学校いじめ防止基本方針

《令和5年度 改訂版》

1. 『いじめ問題』に関する基本的な考え方

(1) はじめに

『いじめ』は、いじめを受けた児童の心や身体を傷つけ、教育を受ける権利や人間としての生きる権利を傷つけ、児童の健全な成長を損なうものです。また、児童のかけがえのない生命が危険にさらされることもある『人として決して許されない行為』です。

しかし、いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、取り組まなければなりません。

『いじめ問題』への取組としては、いじめが起こりにくくするための『未然防止』、いじめの兆候を見逃さないための『早期発見』、発覚・発見したいじめに対しての『事案対処』の3つが重要になります。

(2) いじめの定義

『いじめとは、児童が一定の人間関係のある人物から、心理的、物理的に攻撃を受けることで、心や身体が傷つき、被害を受けて苦しむこと』です。これにはインターネットでの悪口なども含みます。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って行います。「普通の子なら、このくらい平気だ」など、第三者的な判断は行いません。また、場合によっては、いじめを受けた児童本人がいじめを否定する場合があることも考慮した上で、判断を行います。

(3) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、いじめを受けた側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④ いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く、発覚・発見しにくい。
- ⑤ いじめは、学校、家庭、地域社会が一体となって取り組むべき問題である。

2. いじめの『未然防止』

就学前段階から、発達段階に応じて幼児が他の幼児との関わる中で、相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組を進めていることを踏まえながらも、『いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである』『いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く、発覚・発見しにくい』という認識に基づき、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、事前の働きかけとしての『未然防止』の取組を行うことが、最も重要な対策になります。

日々の教育活動の中で、いじめは決して許される行為ではないことを、児童が自ら考え、理解できるように働きかけるとともに、児童がともにいじめを解決していけるような力を身につけ、成長していけるように、具体的な事例を提供するなどして指導していく必要があります。

本校では、学校教育の基礎・基本である『授業づくり』と『集団づくり』に重点を置き、すべての児童が安心・安全に楽しく学校生活を送ることができ、規律正しい生活態度で、授業や行事に主体的に参加できる

学校を目指すこと、規律を守って授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、『かけがえのない大切な人』として認められているという実感を持った児童を育てることが、いじめの『未然防止』につながると考えます。

(1) いじめの『未然防止』への取組

○『授業づくり』…・わかる授業づくりを進める。

・すべての児童が主体的に参加・活躍できる授業を工夫する。

- ・すべての教員が公開授業を年に1回以上行う。
- ・兵庫型教科担任制を活用し、少人数指導を行う。
- ・『研究推進委員会』『学力向上推進委員会』を兼務』を設置する。
- ・『(朝と昼の) 帯学習』、『(朝の) 国語学習－3年生以上－』、『放課後学習』に取り組み、学力の向上を図る。

○『集団づくり』…・学級や学年、学校が児童の『居場所』となるように努める。

・児童が主体的に取り組む活動を通して、互いに認め合い、心のつながりを感じることができるように組織的・計画的な働きかけを企画・運営する。

- ・道徳教育、人権教育を充実する。
- ・学級活動、児童会活動（児童集会・なかよしペアでの活動など）、委員会活動を活性化する。

3. いじめの『早期発見』

いじめは、『早期発見』することが、解決を迅速に行うことにつながります。『いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く、発覚・発見しにくい』という認識に基づき、本校では、日頃から児童の小さな変化を敏感に察知するため、『情報の収集と共有』に取り組みます。また、小学校段階では保護者からの訴えによるいじめの発覚・発見が多いということが国の調査から分かっており、『いじめは、学校、家庭、地域社会が一体となって取り組むべき問題である』という認識を持ち、保護者や地域社会の方々との連携にも取り組んでいきます。

(1) いじめの『早期発見』への取組

○『情報の収集と共有』…・児童と過ごす機会に気になる様子や変化を見逃さないように努める。

・教職員の『いじめ感度の向上』を図る。

・『いじめ対応チーム』の定期的な会合、情報共有の場を設けることで、情報を確実に共有する。

- ・学年が変わる際には新旧の担任で引き継ぎを行う。
- ・児童理解の向上を図る研修を行う。
- ・『学校いじめ防止基本方針』に基づく研修を行う。
- ・月に1度、各学年・低中高の3学年部で情報の共有を行う。
- ・月に1度、生徒指導委員会で3学年部の情報を共有し、共通理解を図る。
- ・家庭訪問、学級懇談会、個人懇談会を定期的に行う。
- ・オープンスクールを実施し、学校での児童の様子を保護者と共有する。

4. いじめへの『事案対処』

いじめの兆候を発見した際は、問題を軽視することなく、適切な『事案対処』をすることが大切です。『い

じめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない』『いじめは、いじめを受けた側にも問題があるという見方は間違っている』という認識に基づき、本校では、いじめを受けた児童の不安や苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導や解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応します。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ります。

(1) いじめへの組織的対応の流れ

特定の教職員が『いじめ問題』を抱え込まず、組織的に対応するとともに、対応する教職員の業務負担の軽減にも取り組む。

①いじめの発覚・発見

- ・ 『いじめ対応チーム』を招集する。
- ・ いじめを受けた児童を徹底して守る。
- ・ 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、掃除の時間、放課後等)

②正確な実態把握

- ・ 当事者双方、まわりの児童からも聴き取り、記録する。
- ・ 個々に聴き取りを行う。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ いじめの全体像を把握する。

③指導体制・方針決定

- ・ 指導のねらいを明確にする。
- ・ すべての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を考える。
- ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。

④児童への指導・支援、保護者との連携

- ・ いじめを受けた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめを行った児童に『いじめは、決して許されない行為である』という人権意識をもたせる。
- ・ 保護者に直接会って、具体的な対策を話す。
- ・ 保護者に協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

⑤再発防止

- ・ 継続的に見守る。
- ・ 継続的に指導や支援を行う。
- ・ S C等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(2) 『いじめ対応チーム』の効果的運用

①組織（メンバー）

- ・ 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事及び担当、人権教育担当、養護教諭、S C、S S Wをメンバーとして設置する。

②取組

- ・ いじめ事案の発覚・発見時には、緊急対応会議を開き対応する。
- ・ 必要に応じて、いじめ実態調査アンケート、保護者アンケートを実施し、『未然防止』『早期発見』の取組の改善を図る。
- ・ いじめ事案から派生する様々な問題・課題に対して、市教委やS C、S S Wと連携し、包括的、

専門的なアドバイスを得て、それらを踏まえて学校の対応を確定する。

③評価

- ・ 『学校いじめ防止基本方針』に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

5. 『ネット上のいじめ』への対応

『ネットいじめの行為』が刑法上の名誉毀損罪等や民法上の損害賠償請求の対象となり得ることを児童に理解させ、効果的な『未然防止』の取組を進めていく必要がある。

- (1) 情報モラル教育及びその啓発に努め、専門的な知識や見識を有する外部人材を積極的に活用し、出前授業・講演会などを企画する。
- (2) 保護者への協力依頼に努め、家庭内のルールづくりなど、家庭でできる対策に取り組む。
- (3) コンピューターやスマホ等を利用した後に見られる児童の変化を観察・察知するよう保護者への協力要請に努める。
- (4) 警察等の専門機関との連携を図り、組織的な対応が行える環境づくりに努める。

6. 『重大事態』への対処

『重大事態』への対処については、国の『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』に基づき適切に対応する。

(1) 『重大事態』と認めるとき

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- ② いじめにより相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 報告・対処・調査の実施

- ① 『重大事態』が発生し、それを認知した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- ② 『重大事態』に対処するとともに、同種の事態の発生防止のため、調査を行う。
 - ・ 校長の指揮の下、調査を行う。
 - ・ 『重大事態』に至る要因となったいじめ行為を、
 - いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか
 - いじめが起こった背景や人間関係にどのような問題があったか
 - 教職員がどのように対処したか

などの視点から調査し、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

〈いじめを受けた児童からの聴き取りが『可能な』場合〉

- ・ いじめを受けた児童を守ることを最優先に調査を行う。
- ・ いじめを行った児童のいじめの行為を止める。
- ・ いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行う。

〈いじめを受けた児童からの聴き取りが『不可能な』場合〉

- ・ いじめを受けた児童の家庭の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該家庭と今後の調査の進め方等について協議した上で、調査に着手する。

③ 情報の提供

- ・ いじめを受けた児童及び家庭に対し、調査によって明らかになった事実関係を適時、適切な方法で説明する。
- ・ 当該の情報を提供する際には、関係する児童すべてのプライバシー（個人情報）の保護に十分に配慮する。

④ 調査結果の報告

- ・ 調査の結果は、教育委員会に報告する。

（３）再発防止への取組

調査の結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。